

感 染 第 1 4 8 号
令和5年 5月 2日

福祉保健企画課長
こども未来課長
こども・家庭支援課長
食品・生活衛生課長
保護監査指導室長
障害福祉課長
高齢者福祉課長
人権尊重・部落差別解消推進課長

】 殿

福祉保健部感染症対策課長

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告に
ついて」の一部改正について

上記のことについて、平成17年6月20日付け福保第644号で大分県での取扱いについて通知しているところですが、令和5年4月28日付けこ成総第18号、こ支総第9号、健発0428第3号、生食発0428第8号、社援発0428第18号、障発0428第1号及び老発0428第9号で各局長連名通知がありましたので、お知らせします。

これに伴い、令和5年5月8日以降は、当該通知における「感染症」には、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が含まれることとなります。また、大分県における取扱いについて、下記に再掲しますので御留意ください。

つきましては、貴課の所管する社会福祉施設等への周知をお願いします。

なお、各保健所（部）長及び各市町村長あて別途通知していることを申し添えます。

記

1. 社会福祉施設等においては、職員は利用者及び自身の健康管理上、感染症や食中毒が少しでも疑われる場合は、速やかに看護職員の指示を受けるとともに、看護職員はその状況を施設長に報告すること。

2～3. (略)

4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者や重篤患者が1人でも発生した場合

イ. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらが疑われる者が5名以上又は全利用者の1割以上発生した場合

ウ. (略)

5～9. (略)

【担当】

福祉保健部感染症対策課
予防・検査班 廣末、三宮
内線：2886、2752